

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(VI-1-3))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	技能実習制度の適正な運営を推進すること(施策目標VI-1-3) 基本目標VI:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるように環境整備をすること 施策大目標1:経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと				担当部署名	人材開発統括官	作成責任者名	参事官(海外人材育成担当) 堀 泰雄			
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度である。 ・ 平成29年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、以下の内容が盛り込まれた新たな技能実習制度が施行された。 <ul style="list-style-type: none"> ① 監理団体は許可制、実習実施者は届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする ② 外国人技能実習機構を認可法人として設立し、監理団体等に対する実地検査や技能実習生に対する相談・援助等の業務を行う ③ 通報・相談窓口の整備、人権侵害行為等に対する罰則等の整備 ④ 入管法令・労働関係法令違反等の不適切な事案は、関係機関とともに必要な対応を行い、違反の様態に応じて許可の取消等の行政処分等を行う 										
施策を取り巻く現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習生数は令和元年までは増加を続けており、令和2年及び令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け対前年比減となっていたものの、新型コロナウイルス感染症への対応における水際対策の緩和を受け、令和4年時点では約32.4万人と増加に転じた。 ・ 法令違反や不正な行為等が認められる実習実施者又は監理団体については、事案に応じて、技能実習計画の認定の取消しや監理団体の許可の取消し等の行政処分等を行っている。令和5年3月末時点で、監理団体の許可の取消しが43件、技能実習計画の認定取消しが399件となっており、近年増加傾向にある。 ・ 技能実習制度の在り方については、技能実習法の附則において施行(平成29年11月)後5年の検討が規定されており、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設けられた「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、制度の見直しの方向性を検討している。 										
施策実現のための課題	1	・ 技能実習制度については、人権侵害や労働関係法令違反の存在が指摘されており、引き続き実習実施者における労働関係法令の周知及び遵守の徹底を図ること等により、制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に努める必要がある。									
	2	・ 適正な技能実習を行うために技能実習生ごとに技能実習計画を作成することとしているが、技能実習の目標及び内容、実習を行わせる体制、実習生の待遇等が法令の基準に適合していること等の要件について、適正に認定を行い、これに基づき技能実習が行われることで、技能等の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという制度趣旨に沿った制度運用が行われる必要がある。									
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由						
目標1 (課題1)	実習実施者における労働関係法令の遵守など適正な運用の確保				外国人技能実習機構が実習実施者に対して実地検査を行うことで、労働関係法令違反等への迅速な対応や違反発生を未然に防ぐことにつながり、技能実習制度の適正な運営の推進に寄与するため。						
目標2 (課題2)	技能実習計画の認定に基づく技能実習の円滑かつ効果的な実施				認定を受けた計画に基づく適正な技能実習を実施するとともに、実習生の技能等の習得状況及び実習後の状況を把握し、人材育成を通じた開発途上地域への技能等の移転を実現するため。						
達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○1	外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査件数(アウトプット)	7,886件	平成30年度	16,000件 令和5年度	-	-	-	13,000件	16,000件	施策目標達成のため、外国人技能実習機構による実地検査により、実習実施者における技能実習法の遵守徹底を図る必要があることから、主要な測定指標に設定した。 ※本指標は令和4年度から設定。	目標値は、平成30年度以降の実績値を踏まえて設定している。
					14,970件	17,308件	24,105件	22,033件 (速報値)	/		
2	技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(アウトプット)	1,448件	平成30年度	5,000件 令和5年度	2,000件	2,000件	2,000件	4,500件	5,000件	労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待でき、これにより技能実習制度の適性かつ円滑な推進に資するものでもあることから、測定指標として設定した。	目標値は、平成30年度以降の実績値を踏まえて設定している。
					3,769件	4,924件	8,201件	7,676件	/		
3	実地検査のうち、安全衛生に係る指導監督を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合(アウトカム)	100%	平成30年度	95% 令和5年度	95%	95%	95%	95%	95%	技能実習生の安全衛生確保の観点から、外国人技能実習機構が技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じており、その実効性を測る観点から、測定指標として設定した。	目標値は過年度の実績値を踏まえて設定している。
					100.0%	93.4%	95.8%	95.2%	/		

達成手段1 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	外国人技能実習機構に対する交付金 (平成27年度)	49.3億円	62.0億円	62.5億円	1~3	外国人の技能実習の適正化及び技能実習生の保護に関する法律等に基づき、制度趣旨を徹底し、制度の適正化及び拡充を図るため、外国人技能実習機構において、監理団体・実習実施者の適正化、人権侵害等の防止・対策、送出し機関の適正化、技能等の修得・移転の確保、対象職種の拡大等に関する業務等を行う。 以上の業務により、技能実習制度の適正な運営の推進が見込まれる。 令和3年度までは施策目標として職業能力の開発の項目に含まれていた事業であることから、一般会計及び雇用勘定の金額のみ計上する整理であったが、令和4年度の事前分析表において技能実習事業として独立した項目になったことから、令和4年度においては一般会計、労災勘定及び雇用勘定の金額を計上している。	2023-厚労-22-0658
		48.7億円	61.8億円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
○4	標準処理期間内に認定した技能実習計画の割合 (アウトカム)	80%	平成30年度	80%	令和5年度	80%	80%	80%	80%	80%	申請された技能実習計画の適正な審査は当然ながら、技能実習の円滑な実施のため、申請された計画どおりに技能実習を開始できるよう、定められた標準処理期間内に処理した技能実習計画の割合を測定指標とした。 また、標準処理期間内に処理できなかった技能実習計画については、その原因や背景を分析する。	目標値について、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入国制限の影響により、技能実習計画の認定申請の件数が大幅に減少したため、標準処理期間内の処理率が上昇したが、令和4年度は、入国制限前の状況に戻るが大いに考えられるため、平成30年度、令和元年度の処理率をもとに80%を設定している。 令和4年度実績77.7%は、分母:技能実習計画の措置件数(256,186件)、分子:標準処理期間(※)内の措置件数(199,133件)から算出したもの。 ※技能実習計画の認定に当たって、段階別に標準処理期間(第1号技能実習計画:2か月以内、第2号及び第3号:5週間以内)を設定している。
5	技能実習計画の認定件数 (アウトプット)	270,000件	平成30年度	300,000	令和5年度	394,083	301,025	300,526	250,000	300,000	申請された技能実習計画の件数に応じた認定審査の件数が技能実習の円滑な実施に資するため、技能実習計画の処理件数を測定指標とした。	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。
6	第2号技能実習の修了時に受検が必須とされている技能検定等の実試験の合格率 (アウトカム)	89%	令和2年度	85%	令和5年度	-	-	-	85%	85%	認定計画に基づいた効果的な技能実習により、初級の技能者相当の技能の修得状況を反映する指標であることから、測定指標とした。 ※本指標は令和4年度から設定。	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。 なお、令和2年度から集計しているため、当該年度を基準年度とした。

(参考指標)					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
7	外国人技能実習生の在留者数	410,972	378,200	276,123	324,940	外国人技能実習生の在留者数を参考指標として設定することで、外国人技能実習制度を取り巻く近況把握ができるため。 ※ 数値は、法務省「出入国管理統計」によるものであり、年間(1月~12月)実績値。					
8	母国語相談件数	7,452	13,353	23,701	集計中 (R5年10月頃集計予定)	技能実習生からの相談件数について制度を取り巻く近況把握のため参考指標として「母国語相談件数」を設定					
9	外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査のうち、技能実習法違反が認められた件数及び割合	4,922	6,445	8,283	8,843	達成目標1を補足するものを参考指標として設定したものの。 32.9% 37.2% 34.4% 40.1% (速報値)					
10	技能実習生の労働災害発生件数(休業4日以上)	1,393	1,625	1,912	1,301	達成目標2を補足するものを参考指標として設定したものの。					

達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(2)	外国人技能実習機構に対する交付金 (平成27年度) (再掲)	49.3億円	62.0億円	62.5億円	4~6	外国人の技能実習の適正化及び技能実習生の保護に関する法律等に基づき、制度趣旨を徹底し、制度の適正化及び拡充を図るため、外国人技能実習機構において、監理団体・実習実施者の適正化、人権侵害等の防止・対策、送出し機関の適正化、技能等の修得・移転の確保、対象職種の拡大等に関する業務等を行う。 以上の業務により、技能実習制度の適正な運営の推進が見込まれる。 令和3年度までは施策目標として職業能力の開発の項目に含まれていた事業であることから、一般会計及び雇用勘定の金額のみ計上する整理であったが、令和4年度の事前分析表において技能実習事業として独立した項目になったことから、令和4年度においては一般会計、労災勘定及び雇用勘定の金額を計上している。	2023-厚労-22-0658
		48.7億円	61.8億円				

施策の予算額(千円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	政策評価実施予定 時期	令和5年度
	4,928,979	6,201,268	6,253,617		
施策の執行額(千円)	4,866,887	6,177,949			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第210回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説		令和4年10月21日	さらに、外国人労働者の雇用維持や就職支援を強化するとともに、働きやすい環境の整備を促進します。あわせて、技能実習制度の一層の適正化に努めます。	
	経済財政運営と改革の基本方針2023(抄)		令和5年6月16日閣議決定	第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (5)インバウンド戦略の展開 (技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討)	
	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)(抄)		令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定	II 施策 5 共生社会の基盤整備に向けた取組 カ 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築 ③技能実習制度の更なる適正化	